

平成22年第1回足寄町議会定例会議事録(第5号)

平成21年3月16日(火曜日)

出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

欠席議員(0名)

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会副会長	王塚善一君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	中鉢武美君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	高田安春君
会計管理者	渡邊義一君
農業委員会事務局長	長南和彦君

教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

議事日程

- 日程第 1 議員矢野利恵子君に対する懲罰の動議（懲罰特別委員会）＜ P 3 ～ P 1 1 ＞
- 日程第 2 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 5 号）＜ P 1 1
～ P 2 3 ＞
- 日程第 3 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
4 号）＜ P 1 1 ～ P 2 3 ＞
- 日程第 4 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）＜
P 1 1 ～ P 2 3 ＞
- 日程第 5 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度足寄町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）＜
P 1 1 ～ P 2 3 ＞
- 日程第 6 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3
号）＜ P 1 1 ～ P 2 3 ＞
- 日程第 7 議案第 3 0 号 平成 2 1 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）＜
P 1 1 ～ P 2 3 ＞
- 日程第 8 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理
事業特別会計補正予算（第 8 号）＜ P 1 1 ～ P 2 3 ＞
- 日程第 9 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第
4 号）＜ P 1 1 ～ P 2 3 ＞
- 日程第 1 0 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3
号）＜ P 1 1 ～ P 2 3 ＞
- 日程第 1 1 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度足寄町上水道事業会計補正予算（第 5 号）＜ P
1 1 ～ P 2 3 ＞
- 日程第 1 2 議案第 3 5 号 平成 2 2 年度足寄町一般会計予算＜ P 2 3 ～ P 2 9 ＞
- 日程第 1 3 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算＜ P 2 3
～ P 2 9 ＞
- 日程第 1 4 議案第 3 7 号 平成 2 2 年度足寄町簡易水道特別会計予算＜ P 2 3 ～ P 2 9
>
- 日程第 1 5 議案第 3 8 号 平成 2 2 年度足寄町老人保健特別会計予算＜ P 2 3 ～ P 2 9
>
- 日程第 1 6 議案第 3 9 号 平成 2 2 年度足寄町公共下水道事業特別会計予算＜ P 2 3 ～
P 2 9 >
- 日程第 1 7 議案第 4 0 号 平成 2 2 年度足寄町介護保険特別会計予算＜ P 2 3 ～ P 2 9
>
- 日程第 1 8 議案第 4 1 号 平成 2 2 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理
事業特別会計予算＜ P 2 3 ～ P 2 9 >
- 日程第 1 9 議案第 4 2 号 平成 2 2 年度足寄町介護サービス事業特別会計予算＜ P 2 3
～ P 2 9 >
- 日程第 2 0 議案第 4 3 号 平成 2 2 年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算＜ P 2 3 ～
P 2 9 >
- 日程第 2 1 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度足寄町上水道事業会計予算＜ P 2 3 ～ P 2 9 >
- 日程第 2 2 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算＜ P 2 3
～ P 2 9 >

午前10時00分 開議

開議宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 3月12日に開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日は、最初に議員矢野利恵子君に対する懲罰の動議について、懲罰特別委員会から審査報告を受け、審議をいたします。

次に、議案第25号から議案第34号までの補正予算案の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

次に、議案第35号から議案第45号までの新年度予算案の提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査とした後、本会議休憩中に予算審議を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議員矢野利恵子君に対する 懲罰の動議

議長（吉田敏男君） 日程第1 議員矢野利恵子君に対する懲罰の動議の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、矢野利恵子君の退場を求めます。議員控え室でお待ちをいただきたいと思います。

（矢野利恵子君退場）

議長（吉田敏男君） ここで、日程第1につきまして、事務手続上多少の時間が要します。

それで暫時休憩をしたいと思います。10

時30分再開といたしたいと存じます。

午前10時04分 休憩

午前10時38分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

本件に対し、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会委員長 高橋幸雄君。

懲罰特別委員会委員長（高橋幸雄君） 委員会の審査報告を申し上げます。

平成22年第1回足寄町議会定例会（3月12日）において付議された事件について、足寄町議会会議規則第77条の規定により報告をいたすものでございます。

お手元に配付の報告書に入る前に、当委員会の審査内容について申し上げます。

本委員会は、委員会条例第17条の規定によって、傍聴を許可することといたしました。

次に、審議方法についてお諮りし、次の方法により審議することに決定をいたしました。

本件に関しては、懲罰事犯の人権にもかかわることにかんがみ、委員各位が同一なる情報の価値観を共有し、適切なる審査に供するため必要であろうと思慮し、委員長において精査をさせていただきました。

委員長において提案をし、次の5点について申し上げ、委員会の一致を見て進めさせていただいた経過がございます。

第1点は、法規範と経過について説明をさせていただきました。

第2点目は、本事犯に関しては、関係者の事犯状況について、委員会記録をもとに説明をさせていただきました。

第3点目は、矢野利恵子君からの弁明についてお諮りをいたしました。

第4点目は、以上の点を踏まえ、本件に関して各委員の自由討議を行ったところがございます。

そして最終的には、審査結果について委員会の意思決定を行ったところがございます。

1点目の法規範と経過について、事務局よ

り説明いたしました。内容について申し上げます。

3月12日の本会議で議員矢野利恵子君に対する懲罰の動議が提出され、議決されました。

懲罰特別委員会は、足寄町議会委員会条例第6条により、懲罰の動議があったときは懲罰委員会が設置されたものとするとなっており、また、この懲罰委員会は、足寄町議会会議規則第109条により委員会に付託しなければならないこととなっております。

懲罰委員会は、議会の品位と規律を保持するために、秩序を乱した議員に対して、議会の議決権により懲罰を科すことができるもので、議会外の行為であっても、議会自体の品位を汚し、その権威を失墜するような言動については、懲罰の対象となるものでございます。

3月12日の本会議で議決を得た懲罰の動議は、懲罰を科せられたいとするもので、懲罰の内容は、地方自治法第135条により、公開の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止、除名のいずれかの懲罰を決定することとなります。

次に、本事犯に関しては、3月12日の本会議冒頭から休憩して議会運営委員会において協議し、正副議長において関係議員から聴取を行い、また、執行者側に対しては、正副議長及び議会運営委員会の会議で、直接、町長及び関係職員から聴取を行った経過があります。

したがって、本委員会は、内容を十分に承知されていない委員もいることから、事犯の状況を事務局から朗読をさせました。

なお、本事犯等委員会記録聴取内容については、各委員の自由討議の前に配付をいたしたところでございます。

正副議長が行った矢野議員からの聴取、正副議長及び議会運営委員から直接行った町長及び関係職員からの聴取内容については、事務局長から朗読をいたしたいと思っております。

議長（吉田敏男君） 議会事務局長。

議会事務局長（根本昌弘君） それでは、私の方から、まず、矢野議員に対する正副議長による事情聴取の経過を御説明いたします。

まず、質問の部分でございます。3月9日の件について町長より申し入れがあった。矢野議員も勉強のために水道課に行ったんだと思うが、担当職員は、その段階で伝え聞くところによると、勉強のやりとりの中で職員に対する中傷めいたこと、ありもしないことを職員に対して言った。

それから、大勢の職員が在席しているにもかかわらず、足寄町の職員は最低ということを大声で言ったと聞く。

そこで確認をしなければならないのは、その事実があったのかどうか。いわれなき中傷という部分については、数年前の職員の飲酒問題、怪文書もあなたが書いたのではないかという話があったのか。あるいはやりとりの中も含めて、大勢の職員の前で職員を誹謗するような言動があったのか。

議員：足寄町の職員が最低とは思っていない。担当職員に対してのコメントは差し控える。当日の9時ごろから総務課を振り出しに水道に行った。

その中で簡易水道の漏水率、中足寄の水の状態が悪いので、解消予算の確認をしようとした。中足寄は簡易水道でないとの回答があり、どこが簡易水道かと尋ねたら、そんなこともわからないのか、予算書に出てるだろう、決算書に出てるだろうと言われ、調べたら出ていなかった。

伝票を見ればわかるはずだとも言われ、そんな言い方はないだろうと思った。私もむっとして、一連のことをそういううわさがあるよと言ったのは確か、あんたがやったんだねと言ったのは確か、酒気帯びの話をしたのは確かであります。

平成8年以降だが、ひまさえあれば私は前から警察に遊びに行っていて、警察から、町職員はよくない、勤務時間中に酒気帯びで捕まった人がいるとの話を聞いた。

うわさによると、当時の議会の実力者に頼んで表に出ることを抑えたことを何年か後に聞いた。こんなこともそんな態度の人ならあり得ると思った。

証拠のないことを言ってしまって、謝ることはやぶさかでないと思っている。売り言葉に買い言葉のことで、言ったことに対して悪いとは思いますが、けんかを売ってきたのは相手の方、一方的に私が悪いとなるなら納得できない。今後の対応についても、こちらから何かをするということを考えなければならない。

怪文書については、だれが書いたかわからなかったが、ある人から聞いた。ある人というのは、昔、議員に、中心市街地活性化をやめるようにと怪文書が回った。だれが書いたかは私はその人に確認をしている。

その人が名前を書いたらまずいから書くなと言われて、その人に確認したら、本当にそうだった。昔、足寄町の要職にあった方が書いた。当時の商工会長と一緒にやったと聞いている。半信半疑の部分もあったが、その態度で直感した。

質問：正確なことがない中での話である。

議員：状況証拠である。

質問：最終的にたくさんの職員が在席していたにもかかわらず、最低とは言っていないとの話があったが、いろんなことを言ったと聞いている。どういう話だったのか。

議員：警察の人に言われたんだと話をしただけ。警察の話で事実である。

問い：一部ではかなり激高して大声でという話があったようだが。

議員：私は声が大きいですが、激高はしていない。

問い：けさ町長に呼ばれて行ったときに、矢野議員については、ここのみならず、いろんなところでそのような話がある。職員としても迷惑を受けているとの話もあった。長い時間を要するとか、その中で不適切な発言があるとのことと思う。自分に気に入らないことであったとしたら、それに対し反論をした

りということと思う。

議員：そんなことはないと思う。

問い：職員は長の命を受けて仕事をしており、議員がわからない部分を聞きに行くことは問題ないが、政策的な部分には答えられないことがある。

議員：私が言いたいのは、そんなこともわからないのかと言われたのが発端。

問い：各課でも言われているのか。

議員：そんなことはない。他の課ではきちっと対応してくれている。

問い：各課へ行っても、職員が答弁できない部分まで要求されていることも聞いている。そこをわきまえてもらいたい。矢野議員のこれまでの話は過去のものであり、今とは関係ない。個人攻撃となるのではないか。

議員：そうはならないと思う。一方的にやれば個人攻撃になるが、売り言葉に買い言葉である。

問い：今、議会の開会中にこうして時間をとってこういう事態になっている、このことをどう思うか。

議員：職員対私個人の問題だから、議会を中断させてまで申し入れしてくるのはすごい人と思う。

問い：このことは議会が受けることにならない。勤務中のことであり、管理者が受けて議長に話してもらった。理事者からとなれば議会として受けなければならない。

職員にしてみれば、こういう言われ方をするということは名誉棄損に値するということもあるだろうし、他の職員のこと、矢野議員の言動については、勉強するのはいいが非常に迷惑していることが多いという状況があるということなので、矢野議員と職員との感覚も違うと思うが、現実としてはある。

議員対個人の問題との話もあったが、議会議員の活動の範疇としてのこともあるので、議員としての品位の問題とかが問われてくる。今回のこのことに対してのみずからの反省点はどうか。

議員：相手の挑発に乗ってしまったことが

反省点。そんな態度がなければこんなことにならなかった。

以上であります。

次に、同日、町長及び関係職員からの聴取の部分でございます。

町長：けさほど議長・副議長に町長室でお話をしました。この間の矢野議員の対職員との関係について申し入れをさせていただきした。

これまで矢野議員は各課において調査活動を行っており、例えば企画振興室職員担当、財産管理、上下水道等で質問には答えているが、何度説明をしても聞いてもらえない。あげくのはてには、あなたは嫌っているんでしょう、私はこんな道路は要らないなどのやりとりを何度か聞いていました。

9日に担当室長との間にやりとりがあり、11日の午後に事情を聞きました。私が看過できないと思っているのは、室長本人の名誉に関する事で、うわさ話による誹謗中傷があり、この際、首長として、円滑な公務執行のため議長・副議長に申し入れたのはこの間の経過であります。

担当職員：事実発生日時は平成22年3月9日午前11時21分で、担当と確認をしています。

経過ですが、簡易水道の有収率の低い原因について、新年度予算の質問のための事前資料の収集ということで、上下水道室窓口カウンターに来た折の出来事であります。

最初は上下水道室業務担当者が対応していましたが、工務的内容であったこと、工務担当者が現場監理のために不在であったことから、私に対応しました。

質問の冒頭、内容が基本なことであったことから、この程度のことはベテランの矢野議員なら既に御承知のことであり、勉強されているのでは。過去の委員会でも何度も説明していますし、決算書等でもお示ししているので、多少勉強不足ではという言葉が発したものであり、これに対して、失礼な言葉だと、勉強不足と言われましたね、私は文教厚生委

員会の委員だから、このような中身はわかっていない。これだから足寄の職員はどうしようもない、最低だと言われていると、このような言葉を言われました。

続いて、そうそう、あなたでしょう、勤務中に酒を飲み警察に逮捕されたのは。みんながそう言っているという言葉が続いてありました。

そのような事実があり、それが私だということを確認したのでしょうかと問いました。

いや、みんながそう言っている。うわさだ。それと、前の選挙の折に変なチラシをつくったのもあなたでしょう。こいつかと私は思ったと、このような言葉が続いています。

私が、それも事実の確認をして役場という公の場で言っているのでしょうか。少なくとも特にワープロやパソコンの苦手な自分にできるものでもないし、自分にとって何の利益にもならないことをだれがしますかと言言葉を返しました。もしそれが事実と反するとすれば、名誉棄損に当たるのではないのでしょうか。確認のため警察に行ってお調べください。

それがだれであるか私は知っていますが、申し上げることもないことですからということで反論をしています。

そこへ、警察へ行って聞いたら、名前は言わなかったけれど、そのような職員はいたと。けれど私はそれがあなただと聞いている、うわさでは。ということです。

前議長と仲がよいから、丸め込んでもらったとみんなが言っている。これがつけ足しです。

事実に基づくものであればともかく、まことに心外なことです。まあ、とりあえず質問にお答えします。

なお、冒頭に申し上げた勉強不足との言葉に対しては、言い過ぎたとの思いがありますので、素直に謝りたいと思っていますと、これは私の言葉です。

以上のやりとりが大まかな内容です。

なお、予算の内容については割愛しており

ますが、この間に数回にわたり職員に、最低レベルという言葉が4回ほど発している。これは身近な職員が確認をとっている状況であります。

委員会の中で問いです、勉強不足といったのは冗談まじりで言ったのか。

担当室長：その辺のところもあったと思います。

質問：本人が暴言を吐いたのは、相手の挑発に乗ってしまったと言っているが、今の話を聞いていると、そのようなことはあり得ないと思う。このように本人が理解しているのは違うと思う。

ただ、問題は、なぜ水道の話から個人のプライバシーの話になったのか。職場は公の場である。職場で勉強不足という言葉からなぜ個人の話になったのか、理解できない。

問い：挑発に乗ったということと勉強不足と言ったことの相関関係が見当たらない。

問い：町長の話の中で長時間いたとの話があったが、本人はそんなに長くはいないと言っている。そのことについてはどうか。

町長：逐次時間をチェックしたことはありませんが、先ほども事例を挙げましたが、議会があるごとにとっても過言ではないと思いますが、必ずカウンターの前に座って勉強されているのだと思いますが、結果を聞きますと、先ほど申し上げたとおり繰り返し説明をしても全く理解してもらえないというか、最後には道路は要らないと。

担当や係とやりとりすべき事項でもなければ、仮に担当とやりとりして私のところでやりとりするのであればまだ理解はできる気がしますが、つい最近、職員担当に来て人件費ですとかを聞いて、そこでも、あんたは私を嫌ってるんでしょうと、すぐにこのようなことが出てくる。

今、職員も減ってきていて、ここでの時間を何とかしてほしいという話も数回聞いているところです。

今定例会にも、行方不明者が出たときに、私が指示をして図面準備をしたときに、企画

振興室に来て、なぜそんなことを役場でやらなきゃいけないんだということを平気で言う。

そのときには正式に申し入れはしませんでした。このたびは、本人からも説明があったとおり事実無根のことで、うわさがあったからということ、これは看過できないということで申し上げたということでもあります。

委員からの問い：酒を飲んで捕まったのはあなたでしょうという話が出ましたが、どの時点で出たのか。

担当室長：勉強不足の発言の後即時にです。

委員：怪文書の正副議長の段階で、足寄町の要職にあった方が書いた。当時の商工会長と一緒にやったと聞いている。これもそのときに出ているのか。

担当室長：先ほどの酒気帯びの逮捕のすぐ後です。

委員：私はその人に確認している。その人が名前を書いたらまずいから書くなと言われて、その人に確認したら、そうだったという流れになっているが、それらしいこともその時点で言っているのか。

担当室長：その件については、私の覚えのないことですから、そのときの矢野議員の言動については詳細な記憶はしておりません。ただ、先ほど言ったように、酒気帯びのすぐ後にその言葉が出てきたということでもあります。

委員：そのときも、怪文書はあなたが書いたんでしょうのような話だったのか。

担当室長：そのとおりです。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 懲罰特別委員会委員長 高橋幸雄君。

懲罰特別委員会委員長（高橋幸雄君） 以上が、当該職員、当該議員との委員会記録に基づく正確な内容でございます。

次に、矢野利恵子君から弁明の機会を求められておりましたので、委員会の同意を得て矢野利恵子君の弁明を行ったところでござい

ます。

なお、それに先立ちまして、委員長の方から、弁明の発言の内容について、議員の身分に関してのことですので、問題とされた自己の心情について、自己の立場を明らかにするために弁解・説明する発言の場であり、弁明に際しては、本事犯の範囲を超えることができませんと申し上げ、御理解をいただき、発言をしていただいた経緯でございます。

その際の矢野利恵子君の弁明の全文について申し上げます。

矢野利恵子です。まず、私のために議会を延長し、このように皆様に御足労かけてしまったことをおわびいたします。

それからあわせて、弁明の機会を与えてくれたことに、関係者の方々に深く感謝します。

懲罰委員会が設けられたということですが、その水道室長とのやりとりの中で、清野氏に対しては、余りにも無礼な態度で、その態度から、かねてから疑いを持っていた過去の所業を問いただしただけで、やっていないならやっていないと堂々と答えればよい。

初めに予算書の中身も知らずこちらに失礼な態度をしてきた方が悪いと思います。先にけんかを売って原因をつくった清野氏が謝るなら、こちらも聞かなくてもいいような余計なことを質問してしまったということについては、悪いと思っているので謝りますが、そうでない限り謝りません。

以上です。

以上が矢野利恵子君の弁明の内容のすべてでございます。

次に、各委員より自由討議を行ったところでございます。自由討議につきましては、全委員から御所見をいただきました。内容については、懲罰の内容についての所見が述べられました。なお、少数意見の留保はございませんでした。

次に、矢野利恵子君に対する懲罰によって、本委員会の意思決定が行われました。こ

の際、懲罰をすべきだという全員の意思決定でございます。

以上が当委員会の審査内容の全貌でございます。

次に、委員会の審査報告に触れさせていただきます。

事件名

議員矢野利恵子君に対する懲罰の動議
審査の経過

委員会開催日 3月12日・15日

審査の結果

(1) 懲罰事犯の有無について

懲罰を科すべきものと認める。

(2) 懲罰の処分・種類及び内容

地方自治法第135条第1項第3号の規定により、3月16日から3月18日までの3日間の出席停止とする。

(3) 理由

平成22年3月9日、矢野利恵子議員が調査活動のため建設課水道担当職員から説明を求めた際、調査活動と全く関係のない担当職員を事実無根の誹謗中傷する発言で、著しく職員の名誉を毀損した。

矢野議員の不適切な発言は、議会の品位、公正な運営、社会的影響の観点からも認められないものでございます。

したがって、懲罰を科すこととする。先ほど申し上げましたように、少数意見の留保はございませんでした。

以上で、委員会の審査報告を終わります。議長(吉田敏男君) これにて、委員長の報告を終わります。

矢野利恵子君から、本件について一身上の弁明をしたいと申し出があります。これを許すことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、矢野利恵子君の一身上の弁明を許すことに決定をいたしました。

矢野利恵子君の入場を許します。

(矢野利恵子君入場)

議長(吉田敏男君) 矢野利恵子君に一身上の弁明を許します。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) まず最初に、委員会でも申し述べたんですけれども、私のために議会を長引かせてしまった、このことは、本当に委員会の方々ばかりでなく、ほかの方々にもおわび申し上げたいと思います。申しわけありませんでした。

言った言わないは水かけ論になるかもしれないんですけれども、この町側から申し入れられた事実については、私がやられたこととはかなり違うところがあるなど、そういうところから言いたいと思います。

経緯を申しますと、最初は簡水の漏水率を水道課に聞きに行きました。そうしたら対応していただいた職員の方が室長を呼びに行って、2人で資料を探して戻ってきました。

どうしてそんなことを知りたいんだと言うから、ある人の家の水が春、雪解けの時期になると、水が赤く濁って飲み水として使いにくくて困る、それは漏水率と関係があるのではないかと聞いたら、そこは簡水ではないと室長は答えたんですね。

えって、それじゃあ簡水はどこ地域なのと続けて聞いたら、そんなこともわからないのかと言われたのが始まりです。

今までそんな対応をした職員の方は1人もいなかったもので、こちらもびっくりして慥然として、正直にわからないよと答えました。

総務のとき勉強していなかったのか、予算書に出てるだろう。総務って、今私、文教を3年やって、その前4年休んでいるから、7年前だったっけと思ったけれども、ああそうだ、私、産経で終わっているって。

総務はそれからまた4年おくれの11年以上も前のこと、よく覚えていただいて注目していただいて、その室長にはありがとうと言わなければならないんですけれども、予算書にも見せる、予算書にも出ていないよと。そしたら説明資料に出ているって、説明書にも出ていな

いって。決算に出ている、後で調べたら決算書にも出ていません。

出ていないことをどうして知らないのかを聞いたら、自分はパソコンは基本操作しかできずに、使い方がわからないと答えた。どういことなんだろうって。担当しているはずの予算書や決算書の中身も知らない仕事をしている、それなのにこんな横柄な態度をとるのかと。

こんなことから、こんな性質の者なら、町内でうわさになっている過去の所業についてやっているかもしれないと思って、聞かなくてもいいことを確認してしまったと、それは踏み込み過ぎてよくなかったと本当に反省しています。

でも、原因をつくった室長は何のおとがめもなし。けんか両成敗というならわかりますけれども、ほかの議員さんは、自分はそんな態度をされていないから安心だと思ったら大間違いじゃないか。

それから、けさ見せてもらってびっくりしたんですけれども、町長の方からも、あなたは嫌ってるんでしょうと、私が嫌いだからとか、私、実は大学時代、一般教養の心理学の時間で、嫌い嫌いは好きのうちというか、嫌いは好きの裏返しだって、だから私、嫌っているんでしょうなんて、そんな何ていうか、ちょっと恥ずかしいというか、そういう言葉は使わないな。自分のことを気に入らないのかぐらいいは言うかもしれないけれども、こういう表現の仕方はしないなと。

そして、一番ちょっと肝心なところ抜けるんじゃないかなと。その人を疑う結果になったのは、前にこの活性化事業は町のためにならないからやめなさいという怪文書が、もらってない人もいるけれども、もらった人もいる中で、相当詳しく中身が書いてあったと。相当詳しく中身が書いてあって、あれはもしかしたら職員の方から出たのではないかといううわさもあった。

その職員がだれかということを知った際に、怪文書はその人が書いたんだよというこ

とを聞いた際に、それも実はその職員がちょっと権力者のところへ、とある権力者のところへ行って、自分はもう役場の仕事やめたい、これ進まない、これをやっても決して足寄町のためにはならない。そしたらそのとある人は、そんなこと言うな、役場をやめたら生活どうするんだ、ちゃんとやってろって。その話を聞いた役場の要職についている人が、この活性化事業をやめろという怪文書を議員に送ったんだと。

私はもう、名前書いてないので捨ててしまったんですけども、それ以来、怪文書は捨てないように取っておくようにしていますけれども、その情報を教えてくれた人に、とある権力持ってるその方に聞きに行ったんですよね、それは本当のことかって。

その人が来て、自分は役場をやめたい、そんなことを言ったんだろうかって。そしたらそうだって。それはその話を聞いた同級生の昔役場の要職についていたそれが書いたと、そいつは自分の名前を書こうとしたけれども、とめたんだと、何かあったら困るからって。おまえもあれを読んだんだろうと言われて、はい読みましたって。じゃあ町のためには考えた方がいいぞと。

その情報が合ってたもんですから、その怪文書もこの人が書いたんだよという情報も合ってるなと思って聞いてしまったのは、本当にこっちがAがそうだからBもそうだとということにはならなかったかもしれないので、本当に余計なことを言ってしまった、これについては反省しています。

ただ、こういうふうに一方だけを処罰して、原因をつくった方は全くおとがめなしだと、こんなことをしていたら、どんどんエスカレートしていったら、今のうちにちゃんとした職員教育しないと、これでいいんだという前例をつくってしまっただけにも伝わっていくんじゃないか、そのことを十分に考えて皆さん判断していただきたいと思います。

本当に職員の方に、売り言葉に買い言葉で聞かなくてもいいことを聞いてしまったと、

そのことには弁解の余地もなく、反省しております。この弁解の機会をつくっていただきありがとうございます。

議長（吉田敏男君） ここで、矢野利恵子君の退場を求めます。

（矢野利恵子君退場）

議長（吉田敏男君） ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） 賛成の立場で発言をいたします。

今回の事案で特別委員会の皆さん方には大変御苦労をいただきました。大変大事な議会の開会中にこういうことが発生をして、議員全体で心痛のことであったことは事実であります。

しかも議場外というそんな出来事でもございましたので、全体でどういうふうにかこれ始末をつけるかということでは、それぞれ議員さん方も悩んでおられたんでないか思いますね。

今回、議会としてこういう始末をつけなければならぬといういきさつも、我々は反省しなきゃならぬことがあるんですよ。それは、特に矢野議員の場合は、前にも不穏当発言で懲戒処分を受けたということもありました。

やっぱり議員というのは、地方議会の議員は、自分の発言に対しては最後まで責任を持たなければならないということが課せられておりますので、議場内、議場外を問わず、それは自分で始末をつけなければならないということになります。

したがって、これは今回の事案もそうですけどもね、本人は認めておりますので、全く事実無根のことを、議場外であっても、その

ことをもって相手の中傷誹謗すると、しかも公開であると、公開の面前だと、これはいかような立場からも許されることではありません。

私はそういう意味では、今回の懲罰の理由、それから結果ですね、これは妥当だというふうに思っております。

どういう処罰を科すかというのは、それは懲罰委員会独自が判断をすることではございませんけれども、これは客観的に見てこれが妥当なのかどうか、これは社会的にそれが許されるのかどうかということも重々判断をした上で結果を出すわけであります。

しかも、議会が議会議員を処分するというのでありますのでね、これは非常に重たいものということの立場に立って、前回のときも、二度とこういうことがないようにということで、お互い戒めていこうということの決意をしたところでございますけれども、折しもまた矢野議員のこういった発言がずっと続いてきたという経過もあって、大変迷惑をしたということも、それは執行者ばかりでなくて、我々議員もそういう意味では重くとらえていたという経過がありました。

たまたま今回こういう事件で、不幸にしてと言わせていただきますが、懲罰をかけなきゃならないということになったことは、非常に残念なことでありますけれども、議員全体が、自分たちの戒めも含めて、このことを全体のこれからの議会活動、議会としていい方向に向けていくように、そういった決意を同時にしていかなければならないことというふうに判断をしております。

その意味で、私は妥当であるということの賛成の言葉を申し上げて、終わりたいと思います。

議長（吉田敏男君）他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君）討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議員矢野利恵子君に対する懲罰

の動議の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は、矢野利恵子君に3日間の出席停止の懲罰を科すということでございます。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君）全員の起立です。

したがって、矢野利恵子君に3日間の出席停止の懲罰を科すことは可決をいたしました。

矢野利恵子君の入場を求めます。

（矢野利恵子君入場）

議長（吉田敏男君）ただいまの議決に基づいて、これから矢野利恵子君に対し懲罰の宣告を行います。

矢野利恵子君の起立を求めます。

（矢野利恵子君起立）

議長（吉田敏男君）矢野利恵子君に3日間の出席停止の懲罰を科します。

矢野利恵子君は、議会会議規則第113条の規定により、直ちに退去を命じます。

（矢野利恵子君退去）

議長（吉田敏男君）ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

議長（吉田敏男君）休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

議案第25号～議案第34号

議長（吉田敏男君）日程第2 議案第25号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第15号）の件から日程第11 議案第34号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第5号）までの10件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君）ただいま議題となりました議案第25号平成21年度足寄町

一般会計補正予算（第15号）から議案第34号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算（第5号）まで、一括提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。議案第25号平成21年度足寄町一般会計補正予算（第15号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,430万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億9,863万2,000円とするものでございます。

本補正予算の重点事項であります国の経済対策によります地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金の状況につきまして、まずもって別冊の補正予算説明資料により御説明を申し上げたいというふうに思います。

別冊の補正予算説明資料をお願いいたします。1ページ目の地域活性化・経済危機対策臨時交付金についてであります。この交付金事業につきましては、平成21年4月11日以降に予算措置された事業が対象となり、本町の交付金上限額は2億8,072万6,000円となっております。

対象事業としましては、6月定例議会から2月の臨時議会において議決をいただきました一般会計22事業、特別会計2事業、企業会計1事業の合わせて25事業となっております。

総事業費は3億492万3,000円となっております。事業のほとんどが執行済みであり、執行残と交付金の財源調整のための補正計上をしております。

なお、事業実施における財源調整後の必要な一般財源は105万円となる見込みであります。

次に、地域活性化・きめ細かな臨時交付金についてでございますが、予算資料2ページに交付金の制度概要、3ページに本町の実施

事業一覧、4ページから10ページにかけてまして箇所図等を添付してございます。

このきめ細かな交付金事業であります。地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援することを目的としており、平成22年1月1日以降に予算計上された地方単独事業が対象となります。本町への交付限度額は1億3,897万円となっております。

対象事業につきましては、平成22年度に予定していた事業や総合計画に計上していた事業を一部前倒しをし、一般会計10事業、特別会計1事業の合わせて11事業となっております。総事業費は1億6,312万2,000円となっております。

なお、事業予算につきましては、全額、繰越明許で補正計上をしております。

次に、地域活性化・公共投資臨時交付金についてであります。予算資料11ページに交付金の制度概要、12ページに本町の実施事業一覧を添付しております。

この公共投資臨時交付金は、国の経済対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図ることを目的とし、制度上予定されている地方負担額の9割程度が算定基礎とされ、国庫補助事業と地方単独事業の地方負担に充当できるものとなっております。

ただし、地方単独事業については、建設地方債対象事業のみに充当可能となっております。

また、交付金の一部を基金に積み立てし、平成23年度までに実施する地方単独事業の財源とすることが可能という内容となっております。

これにより、交付金の充当や有利な過疎債を活用し、12ページ上段部分の既定予算を下段の補正予算に変更しようとするものであります。

本町の対象事業は、補正後予算で一般会計で7事業と積立金、特別会計1事業となっております。総事業費は14億288万円で、交付金は3億2,077万2,000円、一般財源は2,478万7,000円となっております。

ます。

以上、交付金の状況について申し上げます。

それでは、予算書に戻っていただきたいと思っております。歳出の主な事項から御説明申し上げます。

38ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、基金積立金、積立金におきまして、財政調整基金積立金といたしまして1億3,285万4,000円を計上いたしました。

40ページをお願いいたします。財産管理費、工事請負費におきまして、集会施設改修等工事といたしまして4,137万円を計上いたしました。

44ページをお願いいたします。行政情報管理費、委託料におきまして、子ども手当システム構築業務といたしまして348万4,000円を計上いたしました。

46ページをお願いいたします。銀河線跡地整備費、工事請負費におきまして、銀河線鉄道施設撤去工事といたしまして2,633万5,000円を減額いたしました。

情報化推進費、委託料におきまして、携帯電話伝送路設計監理業務といたしまして689万2,000円を工事請負費から組み替えをいたしました。

54ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、国民健康保険助成費、繰出金におきまして、国民健康保険事業特別会計繰出金といたしまして2,059万5,000円を計上いたしました。

後期高齢者医療費、負担金補助及び交付金におきまして、療養給付費負担金といたしまして863万2,000円を減額いたしました。

60ページをお願いいたします。児童福祉費、児童福祉総務費、負担金補助及び交付金におきまして、子育て応援特別手当といたしまして655万2,000円を減額いたしました。

66ページをお願いいたします。衛生費、

保健衛生費、予防費、扶助費におきまして、新型インフルエンザ予防接種費といたしまして686万6,000円を減額いたしました。

68ページをお願いいたします。合併処理浄化槽事業費、負担金補助及び交付金におきまして、合併処理浄化槽設置整備事業補助金といたしまして795万円を減額いたしました。

70ページをお願いいたします。水道費、繰出金におきまして、簡易水道特別会計繰出金といたしまして659万9,000円を減額いたしました。

72ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業振興費、負担金補助及び交付金におきまして、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金といたしまして636万9,000円を減額いたしました。

76ページをお願いいたします。営農水道等費、工事請負費におきまして、道道北見白糠線道路改良工事に伴う配水管移設工事といたしまして542万8,000円を減額いたしました。

80ページをお願いいたします。林業費、林業振興費、負担金補助及び交付金におきまして、21世紀北の森づくり推進事業補助金といたしまして585万8,000円を減額いたしました。

林道維持管理費、工事請負費におきまして、川向線整備工事といたしまして1,012万2,000円を計上いたしました。

町有林管理費、役務費におきまして、手数料といたしまして1,626万8,000円を減額いたしました。

82ページをお願いいたします。水源林造林事業費、役務費におきまして、手数料といたしまして660万7,000円を減額いたしました。

84ページをお願いいたします。商工費、観光費、工事請負費におきまして、多目的観光施設整備工事といたしまして2,200万円を計上いたしました。

86ページをお願いいたします。土木費、道路橋梁費、道路管理費、工事請負費におきまして、町道舗装補修工事といたしまして2,430万6,000円を計上いたしました。

臨時地方道整備事業費、工事請負費におきまして、南7条通整備工事といたしまして341万8,000円、88ページになりますが郊南1丁目5号通整備工事といたしまして973万4,000円、栄町1丁目西通整備工事といたしまして787万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

90ページをお願いいたします。都市計画費、土地区画整理費、繰入金におきまして、足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計繰入金、総額で7,873万2,000円を計上いたしました。

92ページをお願いいたします。下水道費、繰入金におきまして、公共下水道事業特別会計繰入金といたしまして3,994万8,000円を減額いたしました。

98ページをお願いいたします。教育費、小学校費、学校建設費、工事請負費におきまして、足寄小学校外構工事といたしまして753万9,000円を計上いたしました。

100ページをお願いいたします。中学校費、学校管理費、委託料におきまして、中学校校舎耐力度調査業務といたしまして718万2,000円を減額いたしました。

106ページをお願いいたします。社会教育費、博物館運営費、工事請負費におきまして、博物館屋根防水補修工事といたしまして1,200万円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明を申し上げます。

12ページにお戻りください。地方道路譲与税につきましては、税法改正により次ページの地方揮発油譲与税に改められたことにより、国からの配分に応じ2,427万5,000円を組み替えております。

20ページをお願いいたします。国庫支出金におきましての補正は、地域活性化・経済

危機対策臨時交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金並びに地域活性化・きめ細かな臨時交付金が主なものであります。

24ページをお願いいたします。道支出金、道補助金、労働費道補助金、労働諸費道補助金におきまして、ふるさと雇用再生特別対策事業道補助金といたしまして501万1,000円を減額いたしました。

26ページをお願いいたします。消防費道補助金におきまして、防災情報通信設備整備事業道交付金といたしまして701万3,000円を国庫補助金から組み替えて計上いたしました。

28ページをお願いいたします。財産収入、財産売払収入、生産物売払収入におきまして、カラマツ素材売払収入といたしまして1,147万7,000円、収益分収金といたしまして610万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

繰入金、基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして1億4,753万6,000円、公共施設建設等基金繰入金1,400万円、減債基金繰入金3,075万3,000円、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金7,291万5,000円をそれぞれ減額いたしました。

32ページをお願いいたします。諸収入、雑入、水源林造林事業収入といたしまして720万6,000円を減額いたしました。

34ページをお願いいたします。町債といたしまして、農林水産業債、土木債、教育債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、災害復旧債におきまして、合計で1億6,350万円を計上いたしました。

以上で、歳入を終わらせていただきます。

6ページにお戻りください。第2表繰越明許費補正、追加14件。

第3表地方債補正、廃止3件、変更5件をお願いいたしました。

以上で、平成21年度足寄町一般会計補正予算(第15号)についての説明を終わります。

す。

次に、特別会計について御説明いたします。

117ページをお願いいたします。議案第26号平成21年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,022万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,992万6,000円とするものでございます。

歳入歳出につきましては、執行による減額等が主なものでございます。詳細の説明は省略をさせていただきます。

次に、143ページをお願いいたします。議案第27号平成21年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ674万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,221万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、事業の執行残によるものでありますので、詳細の説明を省略させていただきます。

次に、155ページをお願いいたします。議案第28号平成21年度足寄町老人保健特別会計補正予算(第3号)について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に変更ございませんが、歳入予算におきまして、医療費の返還に伴う補正が生じたものでございます。

次に、165ページをお願いいたします。議案第29号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,414万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,445万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明

すべき事項がございませんので、省略させていただきます。

166ページで第2表地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

次に、181ページをお願いいたします。議案第30号平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,206万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,996万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、省略をさせていただきます。

次に、201ページをお願いいたします。議案第31号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第8号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ656万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億661万6,000円とするものでございます。

歳出の主な事項から御説明申し上げます。

210ページをお願いいたします。事業費、工事請負費におきまして、区画道路整備工事といたしまして1,323万5,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

208ページにお戻りください。繰入金、他会計繰入金におきまして、一般会計繰入金といたしまして7,873万2,000円を計上いたしました。

町債、土地区画整理事業債におきまして総額7,260万円を減額いたしました。

204ページにお戻りください。第2表繰越明許費1件。

第3表地方債補正、変更2件をお願いいたしました。

次に、215ページをお願いいたします。議案第32号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)について

御説明申し上げます

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ351万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億706万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略させていただきます。

次に、227ページをお願いいたします。議案第33号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ404万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,037万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略させていただきます。

次に、237ページをお願いいたします。議案第34号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の総額から766万6,000円を減額し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ1億333万7,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の総額から資本的収入額113万5,000円、資本的支出額2,350万6,000円をそれぞれ減額し、資本的収入の総額を2,420万8,000円に、資本的支出の総額を1億3,966万9,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,546万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を490万円、建設改良積立金を8,127万2,000円にそれぞれ改め、補てんするものであります。

第4条で、棚卸資産の購入限度額の変更をお願いしております。

収入支出の内容につきましては、事業執行

残が主なものでありますので、説明については省略させていただきます。

以上で、議案第25号平成21年度足寄町一般会計補正補正予算(第15号)から議案第34号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算(第5号)までの提案理由説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。昼食のため、1時まで休憩をいたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

これから、議案第25号平成21年度足寄町一般会計補正予算(第15号)の件の質疑を行います。

36ページをお開きください。歳出から始めます。款で進めます。第1款議会費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次に、36ページから52ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次に、52ページから64ページまで、第3款民生費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 64ページから70ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

10番 谷口二郎君。

10番(谷口二郎君) この合併浄化槽の関係でお尋ねをいたしますが、新年度予算でも当然これ事業計画されておりますのでね、これかなり減額されておりますので、この内容についてちょっと御説明いただけませんか。

議長(吉田敏男君) 住民課長、答弁。

住民課長（中鉢武美君） お答えいたします。

当初19件の予定で事業を進めてまいりましたが、昨年の冷湿害の影響もございまして、農家の方で一部見送りをしたいということで取りやめた経過がございます。そういったことで今年度は12基を実施したということで、執行残が出たような状況でございます。

以上です。

議長（吉田敏男君） 10番 谷口二郎君。

10番（谷口二郎君） そういうような単純な理由だけではね、単純な理由ならいいんですけども、例えば経営上の問題とか、それからこれ合併浄化槽設置することに対するそういった疑問だとやらね、あるいは設置できないという事情だとか、そういうことでなければいいんですけども、単なるそういった先送りの事情だけであるんならば理解できるんですけどもね、それ以外にはそういったことは考えられませんか。

議長（吉田敏男君） 住民課長、答弁。

住民課長（中鉢武美君） そういった意味ではございません。

交付金事業ということで、補助金につきましても今年度19基分ということでありますので、その分の差額といいますか、その分は次年度の中で対応してよろしいということでございますので、次年度においては町の負担がふえるというような形になりますが、前年度で交付金が来てるということで御理解をいただきたいと思います。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第5款労働費、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 72ページから82ページまで、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） 民有林造林事業のことについてお尋ねしたいと思いますが、昨年も苗不足ということで事業量を縮小して、次年度へ繰り越したという経過がございましたが、今年度についても同じような経過をたどってるということでありますが、この苗の需要・供給ということに関して、見通しはどのようにお持ちであるかをお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

経済課長（鈴木 泉君） お答えいたします。

カラマツ等の苗木の需給の動向についての御質問でございますが、カラマツ等の苗木の需給状況につきましては、直近で平成22年のことしの2月1日開催されました北海道林業用種苗需給調整協議会において報告された内容では、カラマツは1号苗というんですか、1号苗の苗見込みは、昨年の秋の長雨の影響によりまして745万1,000本、平成21年春の幼苗床がえ数の69%。

これに対しまして需要量は873万本で、この1苗だけでは需要は満たされないということで、127万9,000本の不足となる2苗ですね、60%を超えた苗なんですけど、これを含めると828万1,000本が得られまして、2号苗を使用することで不足分は44万9,000本まで圧縮されるということでございます。

それでこの協議会におきましては、不足分につきましては、植樹樹種の変更や秋事業の実施等の検討をお願いしたいということでありまして。

それで十勝支庁管内では、カラマツの不足数については47万本、道内合計では44万9,000本でありますけど、他の支庁で不足しないで増となっているところもありまして、これからの見通しとしましては、十勝管内では47万本ということになっております。こういったことで十勝支庁の林務課の資料で確認しております。

それで今後におきまして、カラマツの苗木の確保につきましては、最善の努力をしていかなければならないと考えておりまして、もし仮に供給できないような場合があれば、カラマツの樹種の変換、カラマツからアカエゾマツ、また植栽年度の、こういったことはできるだけ避けたいと考えておりますが、植栽年度の変更も考えられております。

以上でございます。

議長（吉田敏男君） 1番 星孝道君。

1番（星 孝道君） 実態はわかりました。十勝で47万本不足していると、こういう実態にあるということも承知いたしました。が、町長の執行方針にもありましたように、無立木地帯を解消していく、これは足寄町のみならずどこの町もやっぱり近々の課題だと、こんなふうには思っておりますが、そのためにはやっぱり苗の供給がなければ、このことが解消ができないという現実がございます。これは本町だけでこのことを解消ができるかということになると、できないと思っておりますが、やはりこれは支庁、あるいは道とやっぱりそういったことをもう少し、苗の供給を早期にやっぱり改善するよう手だてを講じていくべきだと、こんなふうには思っております。

以上です。

議長（吉田敏男君） 他に農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第7款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に、84ページから94ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第9款消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 94ページから112ページまで、第10款教育費、質疑はござ

いせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第11款災害復旧費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第12款公債費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第13款職員費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 歳出の総括、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に12ページ、歳入に入ります。款で進めます。第1款町税、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第2款地方譲与税、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第3款利子割交付金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第4款配当割交付金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第12款分担金及び負担金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に16ページ、第13款使用料及び手数料、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 第14款国庫支出金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 次に22ページ、第

15 款道支出金、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次に、第16 款財産収入、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第17 款寄附金、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第18 款繰入金、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 次に、30 ページをお開きください。第20 款諸収入、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第21 款町債、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 歳入総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 6 ページにお戻りください。第2 表繰越明許費補正、追加14 件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第3 表地方債補正、廃止3 件、変更5 件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 全体に対する総括はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第25 号平成21 年度足寄町一般会計補正予算(第15 号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第25 号平成21 年度足寄町一般会計補正予算(第15 号)の件は、原案のとおり可決されました。

117 ページをお開きください。これから、議案第26 号平成21 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4 号)の件の質疑を行います。

124 ページから141 ページまで、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第26 号平成21 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4 号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第26 号平成21 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4 号)の件は、原案のとおり可決されました。

143 ページをお開きください。これから、議案第27 号平成21 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第3 号)の件の質疑を行います。

148ページから153ページまで、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第27号平成21年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第27号平成21年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

155ページをお開きください。これから、議案第28号平成21年度足寄町老人保健特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

160ページから162ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第28号平成21年度足寄町老人保健特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第28号平成21年度足寄町老人保健特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

165ページをお開きください。これから、議案第29号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

170ページから178ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 166ページにお戻りください。第2表地方債補正、変更1件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 全体に対する総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第29号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第29号平成21年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第3

号)の件は、原案のとおり可決されました。

181ページをお開きください。これから、議案第30号平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

186ページから198ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第30号平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第30号平成21年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

201ページをお開きください。これから、議案第31号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第8号)の件の質疑を行います。

208ページから212ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 204ページにお戻りください。第2表繰越明許費1件、質疑は

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 第3表地方債補正、変更2件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 全体に対する総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第31号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第8号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第31号平成21年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第8号)の件は、原案のとおり可決されました。

215ページをお開きください。これから、議案第32号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)の件の質疑を行います。

220ページから224ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第32号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第32号平成21年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

227ページをお開きください。これから、議案第33号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件の質疑を行います。

232ページから234ページ、歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第33号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第33号平成21年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3

号)の件は、原案のとおり可決されました。

237ページをお開きください。これから、議案第34号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算(第5号)の件の質疑を行います。

242ページから245ページ、収益的収入及び支出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 246ページから249ページ、資本的収入及び支出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 237ページにお戻りください。第4条予算第7条に定めた棚卸資産購入限度額について、これに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 全体に対する総括、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第34号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算(第5号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第34号平成21年度足寄町上水道事業会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第35号～議案第45号

議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第35号平成22年度足寄町一般会計予算の件から日程第22 議案第45号平成22年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算までの11件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長安久津勝彦君。

町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました議案第35号平成22年度足寄町一般会計予算から議案第45号平成22年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算まで、一括提案理由の御説明を申し上げます。

平成22年度一般会計予算書1ページをお願いいたします。議案第35号平成22年度足寄町一般会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76億5,345万2,000円とするものでございます。

歳出の主な事項から御説明申し上げます。

50ページをお願いいたします。総務費、総務管理費、一般管理費、委託料におきまして、ファイリングシステム導入業務といたしまして337万6,000円を計上いたしました。

58ページをお願いいたします。財産管理費、委託料におきまして、公有財産管理システム導入業務といたしまして735万円を計上いたしました。

工事請負費におきまして、仮称南区コミュニティセンター建設工事といたしまして5,796万円を計上いたしました。

66ページをお願いいたします。行政情報管理費、委託料におきまして、システム保守管理業務といたしまして1,017万円を計上いたしました。

使用料及び賃借料におきまして、業務系システムリース料といたしまして1,317万8,000円を計上いたしました。

72ページをお願いいたします。銀河線跡地整備費、委託料におきまして、銀河線跡地用地確定測量調査業務といたしまして2,460万円を計上いたしました。

76ページをお願いいたします。戸籍住民基本台帳費、使用料及び賃借料におきまして、戸籍総合システム機器使用料といたしまして499万円を計上いたしました。

86ページをお願いいたします。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、負担金補助及び交付金におきまして、足寄町社会福祉協議会補助金といたしまして1,450万3,000円を計上いたしました。

扶助費におきまして、障害者介護給付費といたしまして1億4,099万1,000円を計上いたしました。

88ページをお願いいたします。国民健康保険助成費、繰出金におきまして、国民健康保険事業特別会計繰出金といたしまして8,489万5,000円を計上いたしました。

後期高齢者医療費、負担金補助及び交付金におきまして、療養給付費負担金といたしまして1億1,335万9,000円を計上いたしました。

繰出金におきまして、後期高齢者医療特別会計繰出金といたしまして3,696万2,000円を計上いたしました。

94ページをお願いいたします。老人福祉費、介護保険助成費、繰出金におきまして、介護保険特別会計繰出金といたしまして9,496万2,000円を計上いたしました。

介護サービス事業助成費、繰出金におきまして、介護サービス事業特別会計繰出金といたしまして4,174万8,000円を計上いたしました。

98ページをお願いいたします。児童福祉費、児童福祉総務費、扶助費におきまして、子ども手当1億97万円を計上いたしました。

108ページをお願いいたします。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、貸付金におきまして、医師等修学資金貸付金といたし

まして960万円を計上いたしました。

112ページをお願いいたします。合併処理浄化槽事業費、負担金補助及び交付金におきまして、合併処理浄化槽設置整備事業補助金といたしまして1,231万円を計上いたしました。

114ページをお願いいたします。清掃費、じん芥処理費、委託料におきまして、一般廃棄物収集運搬業務といたしまして4,552万円を計上いたしました。

負担金補助及び交付金におきまして、池北3町行政事務組合じん芥負担金といたしまして1億1,421万円を計上いたしました。

し尿処理費、委託料におきまして、し尿収集運搬業務といたしまして1,479万3,000円を計上いたしました。

負担金補助及び交付金におきまして、十勝環境複合事務組合し尿負担金といたしまして2,008万1,000円を計上いたしました。

116ページをお願いいたします。水道費、繰出金におきまして、簡易水道特別会計繰出金といたしまして2,658万8,000円を計上いたしました。

病院費、負担金補助及び交付金におきまして、国保病院に対する補助金・負担金といたしまして4億4,621万9,000円、投資及び出資金といたしまして6,383万円をそれぞれ計上いたしました。

118ページをお願いいたします。労働費、労働諸費、雇用対策等費、委託料におきまして、ふるさと雇用再生特別対策事業といたしまして3,545万6,000円、緊急雇用創出事業といたしまして867万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

124ページをお願いいたします。農林水産業費、農業費、農業振興費、負担金補助及び交付金におきまして、防衛施設関連農業用施設設置事業補助金といたしまして3,093万3,000円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金といたしまして9,479万2,000円、耕畜連携地力増進事業補助金

といたしまして698万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

貸付金におきまして、農業後継者就農育成資金貸付金といたしまして800万円を計上いたしました。

126ページをお願いいたします。畜産草地費、貸付金におきまして、畜産振興資金貸付金といたしまして3,000万円を計上いたしました。

128ページをお願いいたします。農地費、負担金補助及び交付金におきまして、湿害対策緊急排水事業補助金といたしまして771万2,000円を計上いたしました。

130ページをお願いいたします。営農用水道等費、委託料におきまして、中足寄営農用水道導配水管布設がえ調査設計業務といたしまして1,091万2,000円を計上いたしました。

工事請負費におきまして、大誉地・愛冠浄水場計装装置改修工事といたしまして1,040万6,000円を計上いたしました。

134ページをお願いいたします。中山間地域等直接支払推進事業費、負担金補助及び交付金におきまして、中山間地域等直接支払交付金といたしまして2億1,929万6,000円を計上いたしました。

農地・水・環境保全向上対策事業費、負担金補助及び交付金におきまして、農地・水・環境保全向上対策負担金といたしまして1,593万7,000円を計上いたしました。

138ページをお願いいたします。林業費、林業振興費、負担金補助及び交付金におきまして、足寄町有害鳥獣被害対策協議会負担金といたしまして6,430万3,000円、森林整備地域活動支援交付金といたしまして1,410万円、民有林造林事業補助金といたしまして2,045万1,000円、21世紀北の森づくり推進事業補助金といたしまして1,408万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

140ページをお願いいたします。林道新設改良費、工事請負費におきまして、森林管

理道谷の沢線開設工事といたしまして、341万5,000円を計上いたしました。

町有林管理費、役務費におきまして、手数料といたしまして6,804万円を計上いたしました。

142ページをお願いいたします。水源林造林事業費、役務費におきまして、手数料といたしまして1億849万2,000円を計上いたしました。

工事請負費におきまして、作業道整備工事といたしまして667万3,000円を計上いたしました。

原材料費におきまして、造林用苗木といたしまして1,190万7,000円を計上いたしました。

商工費、商工振興費、負担金補助及び交付金におきまして、足寄町商工会補助金といたしまして1,306万4,000円を計上いたしました。

144ページをお願いいたします。貸付金におきまして、中小企業特別融資貸付金といたしまして9,000万円を計上いたしました。

146ページをお願いいたします。観光費、負担金補助及び交付金におきまして、あしよる観光協会補助金といたしまして968万4,000円を計上いたしました。

150ページをお願いいたします。土木費、土木管理費、地籍調査費、委託料におきまして、地籍測量業務といたしまして2,368万2,000円を計上いたしました。

152ページをお願いいたします。道路橋梁費、道路管理費、工事請負費におきまして、街路灯補修工事といたしまして560万円を計上いたしました。

土木車両管理費、備品購入費におきまして、除雪ドーザー2,889万8,000円を計上いたしました。

154ページをお願いいたします。臨時地方道整備事業費、委託料におきまして、郊南1丁目3号通ほか5路線調査設計業務といたしまして1,020万円を計上いたしました。

た。

道路新設改良費、委託料におきまして、仮称西町鉄道通ほか1路線調査設計業務といたしまして543万円を計上いたしました。

工事請負費におきまして、旧鉄道敷地整備工事といたしまして1,470万円、中足寄愛冠線道路整備工事といたしまして1,250万円をそれぞれ計上いたしました。

158ページをお願いいたします。都市計画費、土地区画整理費、繰出金におきまして、足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計繰出金といたしまして1億7,148万2,000円を計上いたしました。

160ページをお願いいたします。下水道費、繰出金におきまして、公共下水道事業特別会計繰出金といたしまして2億6,267万円を計上いたしました。

162ページをお願いいたします。まちづくり交付金事業費、工事請負費におきまして、あしよる銀河ホール21北駐車場整備工事といたしまして3,798万9,000円、あしよる銀河ホール21外構工事7,292万円をそれぞれ計上いたしました。

164ページをお願いいたします。住宅費、住宅管理費、工事請負費におきまして、下愛冠団地解体工事といたしまして4,285万1,000円を計上いたしました。

消防費、消防施設費、負担金補助及び交付金におきまして、池北3町行政事務組合消防負担金といたしまして2億7,622万7,000円を計上いたしました。

170ページをお願いいたします。教育費、教育総務費、事務局費、負担金補助及び交付金におきまして、足寄高等学校通学費等補助金といたしまして637万2,000円を計上いたしました。

184ページをお願いいたします。社会教育費、博物館運営費、委託料におきまして、博物館施設管理運営業務といたしまして3,780万円を計上いたしました。

200ページをお願いいたします。職員費につきましては、特別職2名、教育長、一般

職126名、準職員8名の給与・賃金等の人件費にかかわる費用すべてを計上させていただきました。人件費の詳細につきましては、212ページから217ページに科目別内訳を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと存じます。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明を申し上げます。

10ページにお戻りください。町税、町民税、個人町民税におきましては、前年度対比4.4%減の3億246万2,000円を計上いたしました。

法人町民税におきましては、前年度対比3.8%増の4,674万8,000円を計上いたしました。

固定資産税におきましては、前年度対比2.8%増の3億9,291万5,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。町たばこ税におきましては、前年度対比10.1%減の5,419万3,000円を計上いたしました。

その他の町税につきましては、おおむね前年度当初予算程度を計上いたしました。

地方譲与税におきましては、自動車重量譲与税1億2,273万2,000円、地方揮発油譲与税4,722万7,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。地方消費税交付金におきましては、前年度対比2.3%減の8,243万6,000円を計上いたしました。

自動車取得税交付金におきましては、前年度対比1.9%増の3,142万3,000円を計上いたしました。

地方特例交付金におきましては、前年度対比78.4%増の1,783万1,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。地方交付税の普通地方交付税におきましては、前年度対比0.6%減の36億8,512万円を、特別地方交付税については、前年度対比10%

減の3億5,100万円を計上いたしました。

18ページから22ページの使用料及び手数料につきましては、前年度比0.8%減の1億6,474万5,000円を計上いたしました。

22ページから30ページの国庫支出金及び道支出金につきましては、事務事業等にかかわります補助金等を計上しております。

32ページをお願いいたします。財産収入、財産売払収入、生産物売払収入におきまして、カラマツ素材売払収入といたしまして1,323万8,000円を計上いたしました。

34ページをお願いいたします。繰入金、基金繰入金におきまして、農業振興基金繰入金1,500万円、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金5,412万6,000円をそれぞれ計上いたしました。

38ページをお願いいたします。諸収入、雑入、水源林造林事業収入といたしまして1億3,692万1,000円を計上いたしました。

44ページをお願いいたします。町債につきましては、森林管理道谷の沢線開設事業債1,030万円など総額7億5,847万円を計上いたしました。

以上で、歳入を終わらせていただきます。

6ページにお戻りください。第2表債務負担行為1件をお願いいたしました。

第3表地方債4件をお願いいたしました。

1ページに戻っていただきまして、1ページで、一時借入金の借り入れの最高額は15億円と定めるものでございます。

以上で、平成22年度足寄町一般会計予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。特別会計予算書1ページ、議案第36号平成22年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算について

御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,417万円とするものでございます。

18ページ以降の歳出の主なものにつきましては、保険給付費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費等の計上をいたしました。

次に、8ページ以降の歳入につきましては、国民健康保険税といたしまして2億6,776万円を計上、前期高齢者交付金として2億5,637万8,000円を計上、共同事業交付金として1億2,908万8,000円を計上、その他の収入につきましては、平成21年度実績を勘案し、推計計上いたしました。

なお、1ページで、一時借入金の借り入れ最高額は5,000万円と定めるものでございます。

次に、37ページをお願いいたします。議案第37号平成22年度足寄町簡易水道特別会計予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,549万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、50ページ、水道工事費におきまして、足寄簡易水道配水管布設がえ工事1,349万3,000円を計上いたしました。

44ページ、45ページからの歳入におきましては、水道工事によります国庫補助金、水道事業債など所要の財源を計上いたしました。

40ページをお願いいたします。第2表地方債1件をお願いいたしております。

次に、61ページをお願いします。議案第38号平成22年度足寄町老人保健特別会計予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の予算につきましては、後期高齢

者医療特別会計に移行整理のための所要経費等の計上をいたしました。

次に、77ページをお願いいたします。議案第39号平成22年度足寄町公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億809万1,000円とするものでございます。

88ページ以降の歳出につきましては、職員給与等件費及び処理場管理経費並びに管渠新設工事費等を計上をいたしております。

84ページをお願いします。84ページから87ページの歳入予算につきましては、国庫支出金、一般会計繰入金、町債等を計上いたしました。

80ページにお戻りください。第2表債務負担行為2件をお願いいたしました。

第3表で地方債1件をお願いいたしました。

次に、103ページをお願いいたします。議案第40号平成22年度足寄町介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,913万7,000円とするものでございます。

116ページ以降の歳出につきましては、総務費、保険給付費等を計上をいたしました。

次に、110ページをお願いします。110ページ以降の歳入につきましては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金等を計上しております。

各科目の予算額についての説明は、省略をさせていただきます。

次に、133ページをお願いいたします。議案第41号平成22年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億2,108万円とするものでございます。

歳出から申し上げます。

146ページをお願いいたします。事業費、委託料におきまして、移転補償費調査積算業務615万3,000円、仮換地指定業務312万6,000円を計上いたしました。

工事請負費におきまして、東通整備工事4,438万4,000円、区画道路整備工事2,087万4,000円を計上いたしました。

負担金補助及び交付金におきまして、土地区画整理事業に伴う排水管拡張工事負担金といたしまして2,385万7,000円を計上いたしました。

補償補てん及び賠償金におきまして、土地区画整理事業に伴う移転補償といたしまして2億2,519万3,000円を計上いたしました。

148ページをお願いいたします。精算金補償補てん及び賠償金におきまして、精算金といたしまして941万円を計上いたしました。

140ページにお戻りください。140ページ以降の歳入につきましては、国庫支出金、道支出金、一般会計繰入金、町債等を計上いたしております。

136ページにお戻りください。第2表において地方債2件をお願いいたしました。

次に、159ページをお願いいたします。議案第42号平成22年度足寄町介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,406万9,000円とするものでございます。

170ページ以降の歳出につきましては、職員の給与費、施設の管理運営費等を計上いたしました。

次に、166ページ以降の歳入につきましては、サービス事業収入、一般会計繰入金等を計上いたしました。

次に、185ページをお願いいたします。

議案第43号平成22年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,924万1,000円とするものでございます。

194ページ以降の歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金等を計上いたしました。

192ページ以降の歳入につきましては、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定繰入金等を計上いたしました。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

議案第44号平成22年度足寄町上水道事業会計予算について御説明申し上げます。

業務の予定量につきましては、予算書の1ページに記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては1億1,039万1,000円とするものでございまして、内容につきましては、経常的収入と人件費及び管理費用でございます。

資本的収入及び支出につきましては、工事負担金収入、支出は建設改良費と企業債償還金であります。

また、企業債1件、一時借入金の限度額といたしまして4,000万円をお願いいたしました。

次に、議案第45号平成22年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。業務の予定量につきましては、予算書の1ページに記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては11億5,621万1,000円とするものでございまして、内容は、経常的収入と人件費及び管理費用等でございます。

資本的収入及び支出につきましては、一般会計出資金の収入と、支出は機械・備品購入と企業債償還金が主なものでございます。

また、企業債1件、一時借入金の限度額と

いたしまして1億円をお願いをいたしたところでございます。

以上で、議案第35号平成22年度足寄町一般会計予算から議案第45号平成22年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算まで一括提案理由を申し上げ、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。2時30分再開といたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時30分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

お諮りをいたします。

本件につきましては、議長を除く14人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の休憩中に審議することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、議長を除く14人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中の休憩中に審査することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に特別委員会を開いて正副委員長の互選をお願いをいたします。

午後 2時31分 休憩

午後 2時37分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

諸般の報告を行います。

予算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に星孝道君、副委員長に島田政典君、以上のとおりです。

ここで、暫時休憩をいたします。休憩中に予算審査特別委員会の開催をお願いをいたします。

午後 2時38分 休憩

午後 3時49分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

散会宣告

議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、3月17日午前10時より開会をいたします。

午後 3時50分 散会

